

会社設立登記手続きのながれ

1. まず、商号、目的等必要事項を決めていただき、会社設立チェックリストをご記入し、設立会社の役員及び発起人の印鑑証明書と一緒に当所へFAXしてください。



2. 目的、商号他内容に問題ないことが確認でき次第当事務所にて定款他書類を作成いたしまして、作成した書類をご郵送にて送付いたします。
(この際類似商号調査が必要な場合はお申し出ください。)



3. 会社の代表印及び役員・発起人個人実印並びに印鑑証明書各2通をご用意してください。



4. 当所にて作成しました書類を確認していただき、署名及び押印（会社印及び個人実印）し、印鑑証明書と一緒にご返送下さい。



5. 書類到着後、当所にて定款を公証役場にて認証して、認証が終わりましたらすぐにご連絡いたしますので、**定款認証後（必ず認証後をお願いします）**に資本金を発起人名義の口座に各出資者がお振込ください。



6. お振込みできましたら、当所作成の証明書と預金通帳のコピーをあわせて、とじて会社代表印を押印して当所へご返送ください。



7. 預金通帳のコピーをとじた証明書を当所にてお預り後登記申請
※**登記申請日＝会社設立日**ですので、登記申請日をご指定ください。



8. 登記申請後約1週間にて登記完了となります。

※上記1から8の完了まで平均で約2～3週間程度かかります。

※ご用意頂く書類等

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 取締役全員の印鑑証明書 | 各1通 |
| 2. 発起人(出資者)全員の印鑑証明書 | 各1通 |

※**役員兼発起人の方は印鑑証明書が2通必要です**

3. 各自個人実印
4. 会社代表印
5. 資本金
6. 発起人代表者個人の預金通帳

ご不明な点ございましたら、

お気軽に当方（03-3870-8806）までお電話ください。

司法書士 上川信之